

特記仕様書

○業 務 名 : 南部中核拠点 道路予備設計業務委託

○工 事 番 号 : 第 1-委-8 号

○委 託 箇 所 : 五條市表野町他

第1条 適用について

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 業務目的

本業務は、奈良県が計画している南部中核拠点の段階的な整備（第3段階：支援ゾーン整備）に併せて西エリアへのアクセスを改善するため、複数の整備案について事業の実現性、施工性及び周辺環境への影響等を踏まえて比較検討するとともに、市道丹原火打線からのアクセス道路について道路予備設計を実施し、現況道路及び周辺状況を踏まえた最適な道路計画案を検討のうえ、今後の詳細設計に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

第3条 基本設計条件

本業務の設計区間における基本条件は、以下に示すとおりである。

道路規格 : 3種4級

設計速度 : 20km/h

計画交通量 : 500台/日

車線数 : 2車線

第4条 打合せ等（「共通仕様書」1111条）

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ5回、成果品納品時の計7回行うものとする。ただし、中間打合せは、調査職員と協議の上、打ち合わせ回数を変更できるものとする。なお、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

第5条 貸与資料

本業務における貸与資料は、以下に示すとおりであり、初回打合せ時に貸与する。

・令和6年度 第1-防2号

広域防災拠点（五條県有地）整備基本計画検討業務

・令和7年度 第1-委-2号

南部中核拠点東西連絡橋橋梁点検業務

・令和7年度 第1-委-5号

南部中核拠点東西連絡橋 塗膜調査業務委託

・その他、関連業務に関する資料

第6条 建設副産物対策について（「共通仕様書」第1209条第9項）

受注者は建設副産物の検討結果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

第7条 土地への立ち入り等（「共通仕様書」第1116条）

業務にあたり、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、自己の身分証明書を携帯して、業務にあたるものとする。身分証明書は、土地の所有者、その他関係者からの請求があったときは、これを提示するものとする。業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地もしくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

第8条 管理技術者および照査技術者について（「共通仕様書」第1107条及び第1108条）

当業務における管理技術者は、次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。ただし、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

○管理技術者

- ① 技術士（総合技術監理部門 建設一道路）
- ② 技術士（建設部門 道路）
- ③ RCCM（道路）
- ④ ①、②と同等の能力と経験を有する技術者（国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第3条1項ロにより認定された技術者（道路））

○照査技術者

- ① 技術士（総合技術監理部門 建設一道路）
- ② 技術士（建設部門 道路）
- ③ RCCM（道路）
- ④ ①、②と同等の能力と経験を有する技術者（国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第3条1項ロにより認定された技術者（道路））

第9条 電子納品及び成果品の提出について（「共通仕様書」第1117条）

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、奈良県が制定した「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン（案）」、国土交通省が制定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」及び「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】」（以下、両者を総称して「要領」という）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名または押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議すること。

成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データをCD-Rに納め2部提出するとともに製本版2部

（報告書（簡易製本）２部及び図面（Ａ３縮小版）１部）を納品することとする。

「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定する。

第１０条 履行報告（「共通仕様書」第１１３４条）

（業務履行報告書の提出）

受注者は、業務打合せ簿（報告事項）として、業務計画に示した計画工程表等を実施工程を上書きで示し、進捗率を明記したうえで前月の進捗状況を翌月月初めに調査職員に提出するものとする。

また、週間工程表については、調査職員が指示した場合のみ作成することとし、翌週の実施内容を前週末までに調査職員に提出するものとする。

第１１条 新技術・新工法について

受注者は、本設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

第１２条 照査

- １．基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集・把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ２．支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ３．設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ４．設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

第１３条 数量計算

数量計算は土木工事数量算出要領（案）に基づき作成し、数量のとりまとめ区分については、調査職員と協議の上決定する。

第１４条 情報共有システムの利用

本業務で、ＡＳＰ方式の情報共有システムの利用を希望する場合は、情報共有システム利用に係る協議書を調査職員に提出し、利用の同意を得ることとする。

（１）使用するシステムは、調査職員と協議の上、国土交通省が示す「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」に準拠しているシステム事業者を受注者が選択する。

（２）システム利用に係る一切の費用は直接経費率計上分に含まれるものとする。システム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこととする。

第１５条 条件明示チェックシート

本業務は、条件明示チェックシート（案）の活用対象業務である。受注者は、「条件明示チェックシート（案）」に必要事項を記載し、業務の成果として業務完了時に調査職員に提出するものとする。

第16条 その他特記事項

- 1) 業務期間中、現道上で交通危害の恐れがある場合は、保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
- 2) 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

事前協議チェックシート(調査設計業務用)

別紙 1

(1) 協議参加者

実施日

業務名			
工期	～		
設計書コード (奈良県土木事務管理システム施行番号)	※13桁		
発注者	事務所名		
	役職名		
	参加者名		
受注者	会社名		
	役職名	(管理技術者)	
	参加者名		

(2) 適用要領・基準類 ※1

土木設計業務等の電子納品要領	☐ R04.03	電子納品運用ガイドライン【業務編】	☐ R04.03
CAD製図基準	☐ H29.03	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	☐ H29.03
デジタル写真管理情報基準	☐ R02.03		
測量成果電子納品要領	☐ R03.03	電子納品運用ガイドライン【測量編】	☐ R03.03
地質・土質調査成果電子納品要領	☐ H28.10	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	☐ H30.03
備考			

※1 適用要領基準については、必要に応じ適宜加除を行い利用する。

(3) インターネットアクセス環境、利用ソフト等

発注者	最大回線速度	☐ 1.5Mbps以上			
	電子メール添付ファイルの容量制限	☐ 5Mbyte			
受注者	最大回線速度	☐ 1.5Mbps以上	☐ 384Kbps以上	☐ 128Kbps以上	☐ 128Kbps未満
	電子メール添付ファイルの容量制限	☐ 5Mbyte以上	☐ 5Mbyte未満	☐ 3Mbyte未満	

基本ソフト	ソフト名またはファイル形式 (拡張子)	発注者利用ソフト (バージョンを含めて記載)	受注者利用ソフト (バージョンを含めて記載)
文書作成等	Word(.docまたは.docx) ※2		
	Excel(.xlsまたは.xlsx) ※2		
	その他		
CAD図面	SXF形式(.SXF)		
写真	JPEG(.jpg) またはTIFF形式(.tif)		
電子成果	チェックシステム		奈良県電子納品チェックソフト
ウイルス	ウイルスチェックソフト		
その他			

※2 再利用等のため、ファイル間でリンクや階層を持った資料など、要領・基準によりがたい場合は、ファイルを圧縮して電子媒体に格納するなど、受発注者で対処方法を決定する。

電子的な交換・共有	☐ 行う ☐ 行わない
電子的な交換・共有方法	☐ 電子メール ☐ ASP ☐ 共有サーバ ☐ その他()

(4) 電子納品対象項目

☐ 業務管理ファイル	☐ (4) 写真フォルダ(PHOTO)	☐ (6) 地質フォルダ(BORING)
☐ (1) 報告書フォルダ(REPORT)	☐ 写真情報管理ファイル	☐ 地質情報管理ファイル
☐ 報告書管理ファイル	☐ 写真ファイル	☐ ボーリング交換用データ
☐ 報告書ファイル	☐ 参考図ファイル	☐ 電子柱状図
☐ 報告書オリジナルファイル	☐ (5) 測量フォルダ(SURVEY)	☐ 電子簡略柱状図
☐ 道路中心線形データ報告書ファイル	☐ 測量情報管理ファイル	☐ 地質平面図
☐ 道路中心線形データオリジナルファイル	☐ 基準点測量	☐ 地質断面図
☐ (2) 台帳フォルダ(REGISTER)	☐ 水準測量	☐ ボーリングコア写真
☐ 台帳管理ファイル	☐ 地形測量及び写真測量	☐ 土質試験及び地盤調査
☐ 台帳ファイル	☐ 路線測量	☐ その他の地質・土質調査成果
☐ (3) 図面フォルダ(DRAWING)	☐ 河川測量	☐ (7) i-Construction(ICON)
☐ 図面管理ファイル	☐ 用地測量	☐ (8) BIM/CIM(BIMCIM)
☐ 図面ファイル	☐ その他の応用測量	☐ (9) その他
	☐ ドキュメント	()

(5) 成果品納品(検査対応を含む)

電子媒体 印刷物	部 部	印刷対象 () 形式 □ファイル綴じ □製本 □その他 ()
-------------	--------	-------------------------------------

(6) 情報共有システムの活用

情報共有システムの活用	種類	□ASPサービスの名称()	
	機能	必須利用機能 □発議書類作成機能 □ワークフロー機能 □書類管理機能 □工事書類等出力・保管支援機能	任意利用機能 □掲示板機能 □スケジュール管理機能

(7) 検査方法等

機器の準備	□発注者 () □受注者 ()			
検査方法等 対象電子情報	□電子媒体を利用 ↓ □報告書	□紙, 電子媒体の併用 □図面	□紙 □写真	□スタイルシート □その他 ()

(8) 電子化しない書類

--

(9) その他

--

事前協議チェックシート(調査設計業務用)＜記入例＞

別紙 4

(1) 協議参加者

実施日

令和5年4月1日

業務名	〇〇-委〇 一般国道〇〇号 〇〇詳細設計業務(〇〇交付金事業)		
工期	令和5年4月1日 ~ 令和5年12月1日		
設計書コード (奈良県土木事務管理システム施行番号)	1309005020265		※13桁
発注者	事務所名	〇〇土木事務所	
	役職名	主査	
	参加者名	〇〇 〇〇	
受注者	会社名	〇〇株式会社	
	役職名	(管理技術者)	
	参加者名	〇〇 〇〇	

(2) 適用要領・基準類 ※1

土木設計業務等の電子納品要領	■R04.03	電子納品運用ガイドライン【業務編】	■R04.03
CAD製図基準	■H29.03	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	■H29.03
デジタル写真管理情報基準	■R02.03		
測量成果電子納品要領	□R03.03	電子納品運用ガイドライン【測量編】	□R03.03
地質・土質調査成果電子納品要領	□H28.10	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	□H30.03
備考			

※1 適用要領基準については、必要に応じ適宜加除を行い利用する。

(3) インターネットアクセス環境、利用ソフト等

発注者	最大回線速度	■1.5Mbps以上			
	電子メール添付ファイルの容量制限	■5Mbyte			
受注者	最大回線速度	■1.5Mbps以上	□384Kbps以上	□128Kbps以上	□128Kbps未満
	電子メール添付ファイルの容量制限	■5Mbyte以上	□5Mbyte未満	□3Mbyte未満	

基本ソフト	ソフト名またはファイル形式 (拡張子)	発注者利用ソフト (バージョンを含めて記載)	受注者利用ソフト (バージョンを含めて記載)
文書作成等	Word(.docまたは.docx) ※2	Word ver.2108	Word 〇〇〇〇
	Excel(.xlsまたは.xlsx) ※2	Excel ver.2108	Excel 〇〇〇〇
	その他		
CAD図面	SXF形式(.SFC)	V-nasClair 2021 x64	〇〇CAD 2021
写真	JPEG(.jpg) またはTIFF形式(.tif)	-	-
電子成果	チェックシステム	CS-GV2022 奈良県版	奈良県電子納品チェックソフト
ウイルス	ウイルスチェックソフト		〇〇〇〇
その他			

※2 再利用等のため、ファイル間でリンクや階層を持った資料など、要領・基準によりがたい場合は、ファイルを圧縮して電子媒体に格納するなど、受発注者で対処方法を決定する。

電子的な交換・共有	■行う □行わない
電子的な交換・共有方法	■電子メール ■ASP □共有サーバ □その他()

(4) 電子納品対象項目

■業務管理ファイル	■(4) 写真フォルダ(PHOTO)	□(6) 地質フォルダ(BORING)
■(1) 報告書フォルダ(REPORT)	■写真情報管理ファイル	□地質情報管理ファイル
■報告書管理ファイル	■写真ファイル	□ボーリング交換用データ
■報告書ファイル	■参考図ファイル	□電子柱状図
■報告書オリジナルファイル	□(5) 測量フォルダ(SURVEY)	□電子簡略柱状図
□道路中心線形データ報告書ファイル	□測量情報管理ファイル	□地質平面図
□道路中心線形データオリジナルファイル	□基準点測量	□地質断面図
■(2) 台帳フォルダ(REGISTER)	□水準測量	□ボーリングコア写真
■台帳管理ファイル	□地形測量及び写真測量	□土質試験及び地盤調査
■台帳ファイル	□路線測量	□その他の地質・土質調査成果
■(3) 図面フォルダ(DRAWING)	□河川測量	□(7) i-Construction(ICON)
■図面管理ファイル	□用地測量	□(8) BIM/CIM(BIMCIM)
■図面ファイル	□その他の応用測量	□(9) その他
	□ドキュメント	()

(5) 成果品納品(検査対応を含む)

電子媒体	2 部	印刷対象 (一式)
印刷物	1 部	

(6) 情報共有システムの活用

情報共有システムの活用	種類	■ASPサービスの名称(○○)	
	機能	必須利用機能 ■発議書類作成機能 ■ワークフロー機能 ■書類管理機能 ■工事書類等出力・保管支援機能	任意利用機能 □掲示板機能 □スケジュール管理機能

(7) 検査方法等

機器の準備	■発注者 (プロジェクタ、スクリーン)			
	■受注者 (PC)			
検査方法等	■電子媒体を利用	□紙, 電子媒体の併用	□紙	□スタイルシート
対象電子情報	■報告書	■図面	■写真	□その他()

(8) 電子化しない書類

対象ありません。

(9) その他

--

リ サ イ ク ル 計 画 書 (概略設計・予備設計)

1. 事業(工事)概要

発 注 機 関 名	
事 業 (工 事) 名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工事)計画予定時期	

2. 建設資材利用計画

建 設 資 材	① 利 用 量	②現場内利用 可能量	③再生材利用 可能量	④新材利用 可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備 考
土 砂	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発 生 量	⑦現場内利用 可能量	⑧他工事への 搬出可能量	⑨再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦／⑥×100)	備 考
建 設 発 生 土	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
建 設 汚 泥	トン	トン	トン	トン		%	
取りこわし建物	件						

※地図、航空写真、踏査等から検討する。

※利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。